

## お 知 ら せ

防衛省は、平成28年3月28日（月）に「航空身体検査に関する訓令」の一部を改正しました。この改正に伴い、一般幹部候補生（飛行要員）の採用試験のうち、第2次試験において実施される身体検査の合格基準が変更となります。そのため、「平成28年度自衛隊幹部候補生募集要項」に記載された合格基準は、変更されますのでご注意くださいとお知らせいたします。

### 1 主な変更内容（「自衛隊幹部候補生募集要項」に関する事項だけ抜粋）

#### (1) 現行

両眼とも遠距離裸眼視力が0.2以上で矯正視力が1.0以上

#### (2) 改正後

両眼とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上。ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあつては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの

### 2 その他

本件について、ご不明な点等がございましたら、以下にお問合わせください。

- (1) 海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集班（03-3268-3111（内）50256）
- (2) 航空幕僚監部人事教育部人事計画課募集班（03-3268-3111（内）60237）
- (3) 最寄りの自衛隊地方協力本部

平成28年4月

海上幕僚監部 人事教育部 人事計画課  
航空幕僚監部 人事教育部 人事計画課